報告事項2 (周知・報告)

教育長意見交換会について

中学校における教育活動(指導・評価)の改善・充実と評定の公平性の担保について、別紙のとおり市町村教育委員会教育長と意見交換を行いましたので、報告します。

平成26年1月22日

大阪府教育委員会

中学校における 教育活動(指導・評価)の改善・充実と 評定の公平性の担保について

資料目次
【教育活動(指導・評価)の改善・充実 と 評定の公平性を担保する取組み】
大阪府中学生学びチャレンジ事業【単元確認プリント&チャレンジテスト】No. 1
チャレンジテストの実施について(案)····································
チャレンジテストの結果の取扱いについて(案)····································
チャレンジテストの活用について····································
【評定の公平性の担保について】
評定の公平性を担保するしくみについて(案)
チャレンジテストによる「評定の範囲」の作成イメージ(案)····································
中学校3年の評定の取扱いについて···································

大阪府教育委員会

大阪府中学生学びチャレンジ事業費 (H26年度~H29年度)

H26年度要求予算 2億959万円

【目標】

大阪の中学生の学力向上

・平成29年度の全国学力・学習状況調査における大阪府全体の中学生の平均正答率について全国水準をめざす

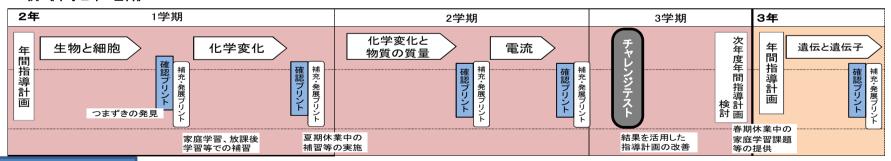
【目的】

生徒の学力状況を分析し、教育活動の改善・充実に生かすとともに、評定の公平性を担保するため、学力調査を実施する生徒の学習内容の定着状況を把握し、その習熟状況に応じた教材を活用し、確実な定着を図るため、確認プリントを実施する

【内容】

- ①統一的な学力調査(チャレンジテスト) 府内統一の学力調査を実施し、生徒の学力状況を分析し、教育活動(指導・評価)の改善・充実に生かす テスト結果の分析による「評定の範囲」を活用することで、評定の公平性を担保する
- ②確認プリント等の実施(単元確認プリント) 中学校が、生徒の学習内容の定着状況を把握し、その必要度合いに応じた教材等を活用し、学習の確実な定着を図る

例《中学2年 理科》



単元確認プリント

対象学年:中学校 第1~3学年5教科[国/社/数/理/英]

提供方法:府教育委員会Webページから配信

活用方法:学習内容の定着状況を把握し、理解の度合いや指導場面等に応じて、補充・発展プリント等

を活用し、学習内容の確実な定着を図る。

2-(

チャレンジテスト

【目的】

府教育委員会	府全体の学力状況を把握・分析。教育施策の検証・改善。評定の公平性の担保		
市町村教育委員会	所管中学校の学力状況を把握。教育施策の検証・改善。		
中学校	生徒の学力状況の把握。教育活動(指導・評価)の検証・改善・充実		
生徒	学力状況の確認・理解、学習意欲の向上		

【実施体制】

実施主体=大阪府教育委員会 参加主体=市町村教育委員会

【対象学年】

中学校 第1学年・第2学年 及び 支援学校並びに特別支援学校の中学部

【対象教科】

第1学年(3教科[国/数/英]) 各教科100点満点 第2学年(5教科[国/社/数/理/英]) 各教科100点満点

【実施日時・場所・時間】

実施日時 平成27年1月9日[金] (予定)

実施場所 府内各中学校

試験時間 1教科45分(当該教科の授業時数の一部として取り扱うことが可能)

【出題内容等】

中学校学習指導要領の各学年・教科の目標及び内容に基づく出題(出題範囲は平成25年度内に示す)

【問題作成•採点等】

府教育委員会が、問題の作成・採点、印刷、配送・回収および集計を行う

【結果の提供】

市町村教育委員会へ提供するもの	学校へ提供するもの	
 ・府全体の状況 参加生徒数 各教科の得点分布(ヒストグラム) 各教科の平均得点 各教科の設問別平均正答率・無解答率」 ・当該市町村の公立中学校全体の状況(★) ・当該市町村が設置管理する各中学校の状況(★) ・テスト結果の分析による「評定の範囲」 	 ・府全体の状況 ・テスト結果の分析による「評定の範囲」 ・当該中学校全体の状況(★) ・各生徒に関する調査結果(個人票用データ) 個人の教科別得点 個人の設問別正答・誤答・無解答一覧 各教科の府平均得点 各教科の府得点分布(ヒストグラム) 各教科の設問別府平均正答率・無解答率 	

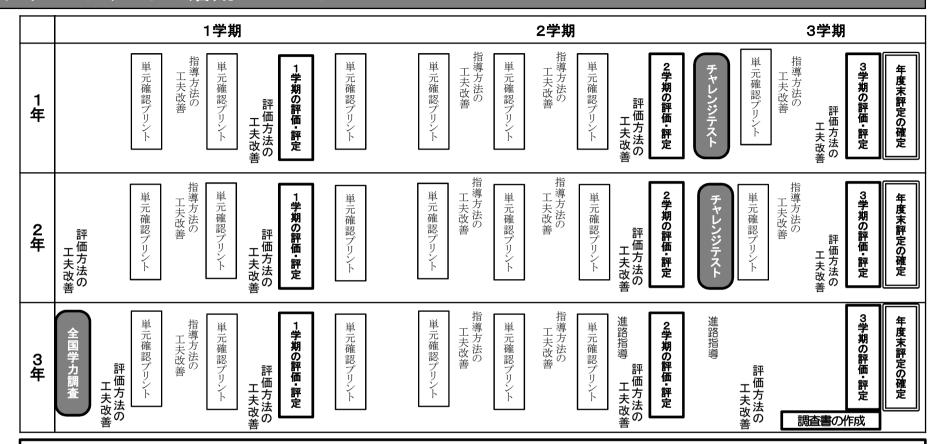
【結果の取扱い】

〇府教育委員会は、以下の内容を公表する。

府全体の状況	参加生徒数、各教科の得点分布(ヒストグラム)・平均得点・設問別平均正答率・無解答率・テスト結果の分析による「評定の範囲」等
各市町村の状況	参加生徒数、教科別平均得点 ※調査に参加した中学校が1校の市町村分は除く
各中学校の状況	公表は行わない。

- ○市町村教育委員会は、地域・保護者に対し、説明責任を果たすため、結果の公表に努めることとする。
- ○学校は、自校の結果について、教育上の効果や影響等を考慮した上で適切な方法で公表することは可能。
- 〇市町村教育委員会は、設置する各中学校の状況について、教育上の影響等を踏まえ、その必要性について慎重に判断した上で公表することは可能。その際、改善に向けた取組みを併せて示すことなど、その公表内容や方法等には十分配慮するとともに、当該学校と事前に十分相談すること。
- 〇府教育委員会は、公表する内容を除くものについては、大阪府情報公開条例8条1項4号の規定を根拠として公開しないことができる行政文書として取り扱う。
- 〇市町村教育委員会等は、公表する内容を除くものについては、それぞれの地方公共団体が定める情報公開条例 に基づく同様の規定を根拠として、適切に対応すること。

7 | 5



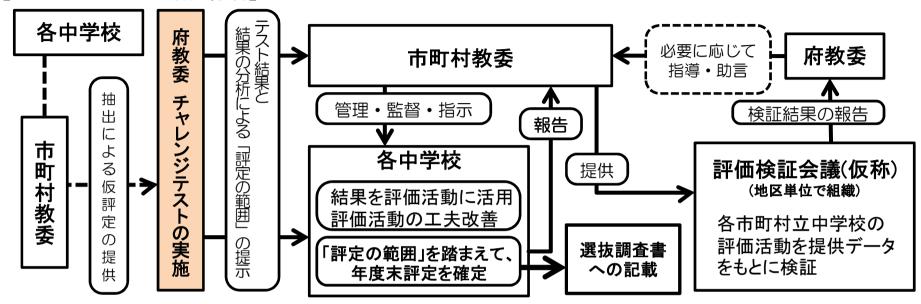
教育活動(指導・評価)の改善・充実

- 〇単元確認プリントとチャレンジテストを活用した教育活動のPDCAサイクルの充実
 - ・全国調査にくわえて、中1・中2で府の独自調査を行い、子どもたちの3年間の学力状況を把握・検証することで中学校3年間全体の教育指導の改善をはかる。
 - ・チャレンジテストの結果検証(5~6月)・全国調査の結果検証(10~11月)を通して、学力状況の把握・分析とともに、その向上に向けた取組みを推進・共有することで、府内全域の中学生の学力向上をはかる。
 - ・チャレンジテストの結果を活用して、自校の評価活動を検証し、目標準拠評価(絶対評価)のさらなる定着に向けた評価活動の工夫改善をはかる。

評定の公平性を担保

- 〇チャレンジテストを活用した評定の公平性の担保
 - ・テスト結果の分析による「評定の範囲」を踏まえた評定を作成することで、評定の公平性を担保する→[No.5参照]

【チャレンジテストの活用体制】



※仮評定とは=1学期及び2学期(2学期制の中学校にあってはそれに準じる期間)を平均した成績を基にした評定

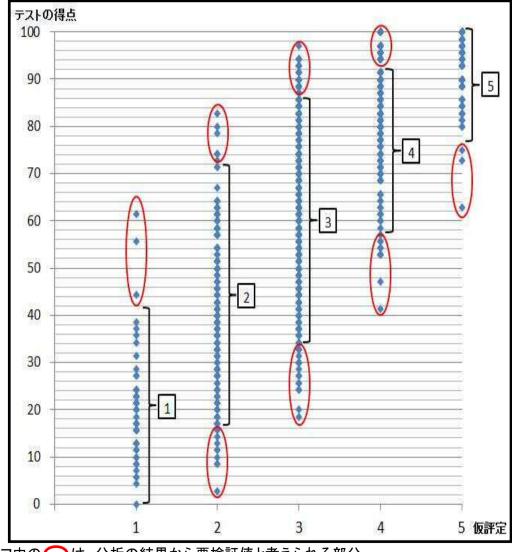
[期待できる効果]

- ・「評定の範囲」を踏まえて評定を行うことで、評定の公平性が担保される
- ・「評定の範囲」をもとに、各校の評価活動を検証することで、評価 方法の工夫改善がはかられる
- ・定期テスト等と同様の評価資料として評価・評定に反映することができる

WILLY C. I. STOCK						
	府教委	市町村教委	中学校			
12 月			・仮評定の算出			
1月	-	チャレンジテストの実施				
月		・仮評定の提出				
	・テストの採点作業					
月月	・テストと仮評定の検証					
3 月	・テスト結果の提供・「評定の範囲」の提示	・「評定の範囲」にもとづく 管理・監督・指示	・テスト結果の活用 ・評価活動の検証 ・年度末評定の確定			
4 月		・各中学校の評価検証	・評価結果の報告			
5 月	・府内の評価状況検証	•地区別評価検証会議				
6 月	・検証結果に基づく 指導助言					

2

チャレンジテストの結果分析による「評定の範囲」は以下の考え方で作成する予定であり、平成26年度の試行実施の結果等を踏まえて、H26年度末を目途に作成方法を確定する。



グラフ中のくは、分析の結果から要検証値と考えられる部分

「評定の範囲」の作成のイメージ

「チャレンジテストの結果」と「2学期末時点での仮評定」をクロス集計し、統計的な手法(平均点・標準偏差・・・等)をもちいた分析を踏まえて、「評定の範囲」を示す。例えば、左図において、テストの得点が70点の場合、その生徒の評定は4か3か2がつくものと考える。

※仮評定とは=1学期及び2学期(2学期制の中学校にあってはそれに準じる期間)を平均した成績を基にした評定

上記の「評定の範囲」は、チャレンジテストに内在する以下のポイントを十分考慮して、一定の幅をもって示すものとする。

- ・チャレンジテストで測定可能な観点(「関心・意欲・態度」や 「話すこと聞くこと」などは測定が困難)
- ・チャレンジテストの出題可能な内容(全ての出題範囲・領域を網羅することが困難)
- ・チャレンジテストを受ける生徒個人の事情(意欲・得意不得意・体調等を全て考慮することは困難)
- ・チャレンジテストでは2学期末時点のデータで検証する ため、「年度末評定」との差異が発生しうる可能性

- 中学校1・2年の評定は、前述のとおり、チャレンジテストにより検証等が可能。
- 一方で、<u>中学校3年の評定をどのように取扱うかについても、検討が必要</u>。

【取扱い例】・・・過去の「学力検査の得点」と「中3評定」の相関、および当該年度の学力検査問題の 内容等を総合考慮し、府教委が適正と考える『基準』を設けて、当該年度の選抜に おいて加点または減点を行う。

<参考>調査書様式の改善等について(検討状況)

○ 調査書への「目標に準拠した評価(いわゆる絶対評価)」の導入に向けては、調査書様式の改善や入学者選抜における取扱い等について、現在、教育委員会内で様々に議論するとともに、「調査書の改善に関する検討会議(市町村教育委員会・府内公立中学校長・府立高等学校長の代表者等で構成)」を事務局内に設け、関係者との意見交換も行っているところ。

〜 なお、調査書様式の改善等については、平成25年度末までに大きな方向性を示したうえ、平成26年8月を | | 目途に詳細を決定し、早ければ平成28年度選抜から実施。

【現在検討中の主な項目】

- > 評価対象学年の拡大
 - ⇒ 中学校3年生の評定に加えて、中学校1・2年(または中学校2年)の評定を選抜に活用
- ※ 例えば3年生の比重を大きくするなど、選抜における活用方法についても、あわせて検討することが必要。
- ※ 1・2年(または2年)の評定を活用する場合には、仮に平成28年度からの制度改善であっても、学年進行 にあわせて段階的に導入することを想定。
- > 総合所見欄の改善、記載項目の充実等について
 - ⇒ 現行の「総合所見欄」を実質的に拡大し、総合所見に記載された事項を入試に反映
- ≫ 受験生(中学生)自身が、志望動機等を記載するエントリーシート等を一定入試に反映

2 |-|

ら実施されることが20日決まった。ただ、その活用方法を巡って、市町村教委の 合否に関わる中学の内申書を「相対評価」から「絶対評価」に切り替えるが、そ 見解が割れている。橋下徹・大阪市長らの意を受け、府教委は近く、高校入試の 大阪府教委が全公立中学校で導入をめざしてきた「統一テスト」が、新年度か

の公平性を保つ「ものさし」としてテストを活用するかが焦点になる。

は「統一テストを行う一番 開かれた。中原徹・府教育長 らと府教委の意見交換会が で、府内43市町村の教育長 20日、府庁近くのホテル ·、府 したアンケートでは31自治 強調。府教委が昨夏に実施 市教育長協議会が昨秋、反 市を除く31市でつくる府都一ストに反対だった。 対の要望書を出したことを 長は「使い方の問題はある 一方、同協議会の会長を

| 体が内申書に関連づけるテー性は同じだと理解したい」 | 校に寄せられたという。 務める村田陽・池田市教育一ら、「中1から内申書に響 |が、テスト自体をやる方向 | 良いか」といった相談が学 くのか。塾に通わせた方が のニュースを見た保護者か こまではかれるのか」など ある」「一回のテストでど と試行としての容認を提 疑問や懸念が相次いだ。 解を得られた」と語った。 案。中原教育長は終了後、 への活用方法について、 「テストをやることには理 評価権は原則、学校長に ただ、議論では、内申曹

市

府北部の市では、テスト

み。10段階で最高の10は3 の割合で評定を付ける仕組 は、橋下市長がその相対評 用してきた。問題の発端 内申書に「相対評価」を採 価を批判したことだ。 相対評価は、校内で一定 大阪府では全国で唯一、

だ。絶対評価と言っても、 対評価への切り替えが進ん 機に、全国では内申書も絶 う01年に国が通知したのを 批判。大阪市教委が「絶対評 実施を府教委に要望した。 価」の導入や統一テストの に差がつき不公平」などと 録に絶対評価を導入するよ でも学校のレベルで内申点 内申書の元になる指導要 一ていない。府と市町村がい る都道府県はない。 とため息をもらす。 与えるのが一番良くない」 で、保護者や生徒に不安を つまでももめている印象 府教委によると、絶対評

一る」という。 (多知川節子) に常に検証してもらってい 築いている」と話す。京都府 教委も「公平性は学校ごと で説明を求めて信頼関係を は評価の精度を上げるよう もしている。担当者は「現場 実施。評定分布の事後検証 努め、県側は納得できるま 評価基準を周知し、研修も 兵庫県教委は県内共通の

決められた観点別に教師が て、統一テストを使ってい 価の公平性を保つ方法とし

ことだ」と迫ったという。 く」と言及。橋下市長が「そ の中学生の最善のために動 れは市内全員に10を付ける を設定しないなら、大阪市 教育委員長は「府がルール ない」と猛反発。府市の意 村に任せる」と発表した。 見交換会で大森不二雄・市 側が「公平性の担保になら ところが、今度は大阪市

昨年11月、市町村の反発に 試の前倒しになる」と否定。 テストについては、内申書 実施の入試からを見込む。 が統一テストだ。 も配慮し、「活用方法は市町 正式決定。早ければ15年度 校、地域によって評価基準 に点数を書き込むのは「入 委会議で絶対評価の導入を 内共通の「ものさし」とし がぶれる恐れも。そこで府 努力が反映されやすい。 ベルに左右されず、本人の て大阪市教委が提案したの を付けることもでき、学 評価する。周囲の生徒のレ 府教委は12年8月の府教 ただ、無制限で良い評定

だが、橋下市長は201

3年時のみ記2 10段階

のためなら良いが、内申書

内申書のつけ方

絶対評価

れと伝えてきた」と、指定 に絡めるテストは避けてく - 弘明教育長は「学力向上

その他の都道府県 分布のイメージ 4 3

もに、内申書の絶対評価の

ロメリット

教師が観点別に評価学年末に5段階で評定(指導要録)

「ものさし」にするのが狙

これに対し、八尾市の浦

受ける想定。府教委は、低

年で5教科を、毎年1月に 対象で、1年で3数科、2 めに使いたい」と新年度の 公平性の問題をおさえるた 次的に絶対評価に内在する スきな趣旨は学力向上。

二

弘行実施に理解を求めた。

統一テストは約15万人が

迷している学力の向上とと

絶対評価のまま記入 1.2年時を含める所も 5

2 1

個人の努力を 反映できる 高い評定に偏り ・ やすい 0

すべての学校で 分布が統一 同じ学力でも学校 により評定に差 周りに左右され、 やる気をそぐ

%の生徒だけにするなど、 すべての学校で分布が統一 とき、評定が付けやすい。

2年春ごろから、「同じ学力一結局、学校や教員を信用し

統一テスト反映案 提示 大阪府教委学習態度など加味

テルで開かれ、府教委は、 が20日、大阪市中央区のホ|どと合わせた数値を算出 スト」について、府教委と | と、1、2学期の中間・期末 | なかった。おおむね了承が 期から実施予定の「統一テ 年生を対象に新年度の3学 | する基準案を示した。 市町村教委との意見交換会 | テストの点数や学習態度な **大阪府内の公立中1、2 | テスト結果を通知表に反映** 一し、通知表の成績(5段階評一委員会議で正式決定する。 案によると、テスト結果 |報道陣に「不参加の表明は たい」と話した。近く府教育 得られたとして進めていき

は」などの意見が出た。 がわからない」「3学期の 市町村教委が参加し、担当 評価が反映されないので 者らからは「算出する方法 2の範囲で成績を付けるよ うにする」などとしている。 の得点が70点の場合、4~ れたイメージでは、コテスト 価)の範囲とする。案で示さ 終了後、中原徹教育長は 意見交換会には府内の全

及映

から内甲膏に反映させる方

大阪府教委、基準案を提示

2年生を対象に来年度から一度テストについて、府教委一対し、テスト結果を府立高 大阪府内の公立中学1、 | 実施予定の統一の学習到達 | は20日、府内市町村教委に

> させるとしている。 沿って内甲膏の評定に反映 を持たせた上で、基準案に 得した点数に応じ一定の幅 ための基準案を示した。獲 入試の内甲膏に反映させる

とし、平成27年度のテスト 決める。来年度は試行実施 え、中間・期末テストや学 で、最終的な評定は、学習 2▽40点程度~0点は1-程度は3▽70~20点程度は 00~8点程度の点数を獲 **脊態度などを総合評価して** 到達度テストの結果に加 ~60点程度は4▽85~35点 得した場合の評定は5▽90 会で提示した。 姿の教育長らとの意見交換 案によると、テストで1 府教委が同日、市町村教

一よう要望が出されていた。 の反映に統一基準を設ける 徹大阪市長らから内申書へ 委ねる方針だったが、橋下 の反映方法を市町村教委に 府教委は早ければ28年度 府教委は当初、内甲書へ

程度反映させることを検討 トを実施し、内甲書に一定 を担保するために統一テス 絶対評価に切り替える。 に偏る懸念があり、公平性 絶対評価では成績が上位

の成績評価を相対評価から の府立高入試から、内申等

統 村教委に説明

府教委の意見交換会

府内の全公立中学生を対 | する。

ず、22日の府教委会議で来 うこと自体には異論が出 力向上策としてテストを行 え方を提示した。一方、学 内申書の検証に使う際の考 会で、絶対評価を導入した た市町村教委との意見交換 巡り、府教委は20日に開い 家にした「統一テスト」を | 2が1月に受ける統一テ |ストの結果と、各学校が 分析したうえで、例えば 定をクロス集計。統計的に 付ける2学期末時点の仮評 3か2を想定」といった の生徒の学年末評定は4か 「テストが70点の場合、そ

年度からの実施を正式決定

評定の範囲」を示す。学 府教委案では、中1、中 いとしている。 市町村側からは「3年の

組織も地区ごとに立ち上げ 定させ、事後に検証を行う 校はその範囲内で評定を確

テスト「内申書反映」

大阪府教委検討 17年入試にも実施

け、内申書には関係させな と小6が受ける来年度のテ を導入するが、現在の中1 ストは試行実施と位置づ 度実施の入試から絶対評価 府教委は、早ければ15年

体を考えてほしい」といっ 保護者に軽視されないか」 た懸念や要望が出された。 か」「テストのない教科が 評定の公平性はどう見るの 「試行をふまえて必要性自 (多知川聖子)

いため、当初は市町村 いる。高校入試の前倒 かにした。さらに内申 ければ2017年春の一委が作成、これを基に 針だったが、橋下徹大 しにつながる懸念が強 める「統一テスト」に 阪市長らが内申書への ついて、結果を通知表 年生を対象に来年度始 製委に活用を委ねる方 に反映させる案を明ら 村内の公立中学1、2 **映を求めていた。**早 こへの反映も検討して よると内申書に反映さ一が、府教委は1、2年生 66~9点程度なら4— 8~100点程度なら | ば続一テストの点数が れているが、府教委に ーテストは各地で実施さ を示す統一基準を府教 市町村教育長との意見 せる例はない。 入試から実施する。 ーなどと「評定の範囲」 年度末の通知表が5▽ 交換会で示した。例え 府教委が同日、府内 都道府県独自の学力 の評価対象は現在、中 一う検討している。対象 対評価に見直す。 ば16年春の入試から絶 きた内申者を、早けれ 一相対評価を採用して | 中書にも反映される。 統一テストの結果が内 一の拡大が実現すれば、 の成績も対象にするよ 学3年の成績だけだ |各校が成績をつける。 府教委は、全国で唯 府立高入試の内申 (深尾昭寛)

1. 21 毎日